

# 山門領近江国富永荘の研究-中世後期における荘園の支配とその様相-

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 駿台史学会 公開日: 2009-04-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 福田, 榮次郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/6031">http://hdl.handle.net/10291/6031</a>

# 山門領近江国富永荘の研究

——中世後期における荘園の支配とその様相——

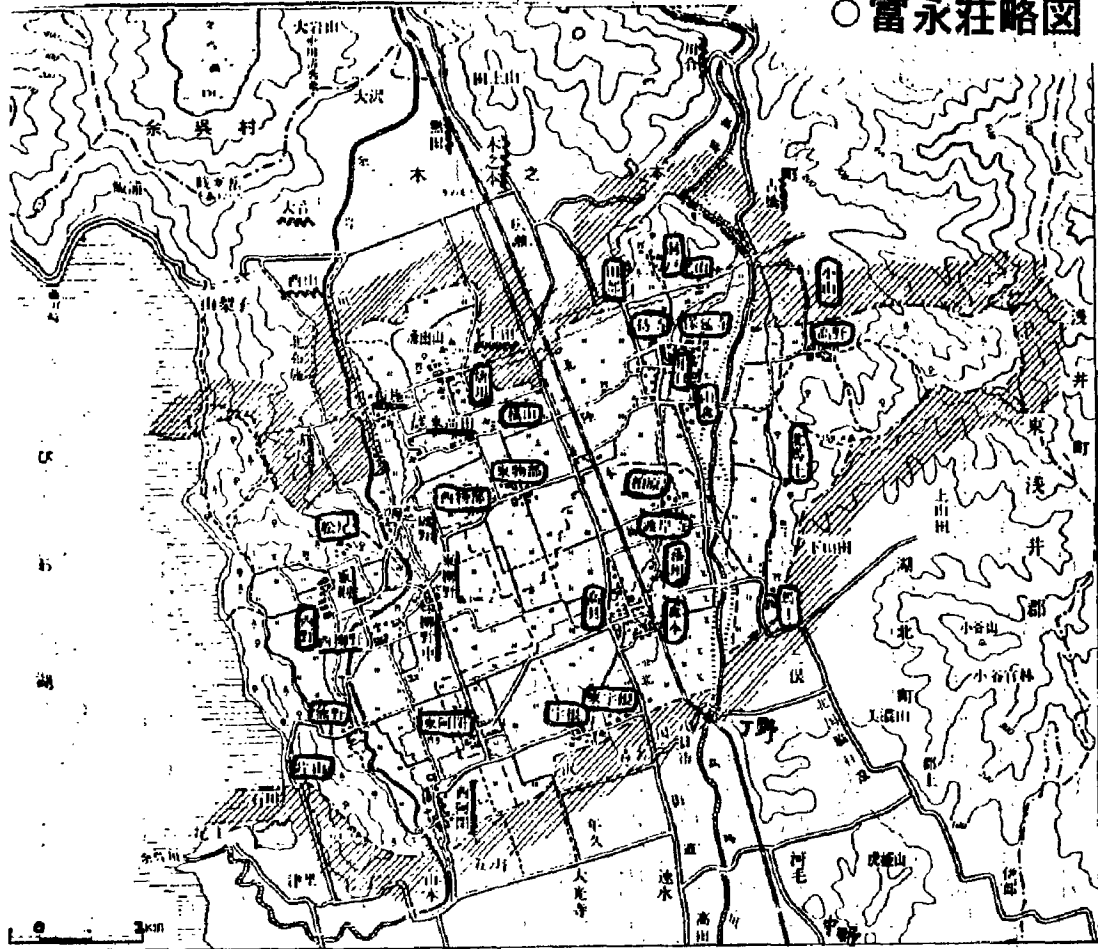
福 田 栄 次 郎

## はじめに

本稿は山門領近江国伊香郡富永荘についての研究である。この荘園についての個別具体的な研究は皆無である<sup>(1)</sup>。それは全体的に史料が僅少であること、現存する史料の主な部分は「近江日吉神社文書」であるが、これが紙背文書のある難解な古文書案であること等々に原因している。であるから、この荘園が何時、どのように成立したかも明らかでないし、その荘域についても適確に四至を榜示することは出来ない。しかし一応は伊香郡の南部にあたり、東浅井郡と境を接する地域で、現在の伊香郡高月町の東宇根・西宇根・東阿閉・高月・森本・落川・馬上・渡岸寺・柏原・雨森・保延寺・持寺・井口・尾山・洞戸・高野・東物部・西物部・横山・唐川・熊野・西野・松尾・片山といった地域、伊香郡木之本町の石道・小山・田部といった地域を想定している<sup>(2)</sup>。

この地域は高時川が伊香郡の山地を辞して平坦部に入ったところで、高時川の冲積平野である。涌出山の南から南北に約四料、東西にも約四料にわたり、東部の高野・馬上には丘陵地もあるが、他は大方水田地帯である。この地方の水田には畦畔に稲架が規則正しく林立し、江北独特の風景を展開しているが、それはこの地域の条里制の遺構を示してくれるものでもある。特に富永の地では、東阿閉・宇根の以北、持寺・井口の以西、唐川・横山の以南、熊野・東柳野の以東の地には条里の遺構が今日も歴然としていた。井口にも七坪・八郎・九坪の小字がならんでみられるが、東阿閉には八坪・九坪・十坪がならび、十坪の隣には「十六」の小字があり、十六から西へ三坪分越えたところ

○富永荘略図



○ は富永荘、 — は郡荘、 ~~~~~ は中荘

を三坪分北上すると一坪なる小字がある。この地では平行式に坪がおかれていたことが知られる<sup>(3)</sup>。富永の地には古代の遺跡・古墳もあり、早くから人が住みつき、開発もすすんでいたと思われる<sup>(4)</sup>。

今日まで山門領荘園の研究は、その史料制約もあって荘園研究のうちで最もおこなわれている部門である。本稿では、まず山門領富永荘の伝領関係について明らかにし、次に室町期における富永荘の支配機構を検討し、富永荘が領主である山門にどのように支配され、どのように収取されていたかを考察する。第三には年貢・夫役問題、借物の問題、検断の問題、用水の問題等々を通じて、室町期の富永荘の諸様相を具体的に描写していきたいと考えている。そして次には土豪・国人の台頭、戦国大名浅井氏の勃興により、富永荘がどのようになったかをながめ、最後に

結びにかえて近世への展望を述べることにした。

主として引用する史料は、高月町井口の日吉神社伝蔵の古文書である。この神社には、富永荘に関する応永廿七年(1420)から応永卅二年までの六ヶ年間の古文書案が六十二点ある。一つの荘園について六ヶ年間に六十二点の古文書があると云うことは、中世史料の存在形態からすれば、かなり密度の高いものといえると思う。この古文書案が何故作成されたかは明らかでないが、その紙背文書の宛書に「井口 西殿」とあるものが多いところから考えると、富永荘井口の土豪井口氏か、或は井口に居していた者によって作成されたものと思われる<sup>(5)</sup>。また、その紙背文書は、古文書案の応永年間と同時代か、さほど降らないものと推定される。本稿では高月町井口の日吉神社文書を「<sup>近江</sup>日吉神社文書」とよぶことにし、論述の便宜を考慮して、応永廿七年から同卅二年に至る古文書案六十二点の略目録を「参考」に掲げた<sup>(6)</sup>。

### 註

- (1) 山門領富永荘に関する個別荘園としての研究はないが、高月町井口の日吉神社の史料を紹介する中村直勝氏「江州伊香郡富永村日吉神社採訪報告」(『歴史と地理』八の三 大正十年九月)があり、清水正健氏『莊園志料』(昭和八年)、『滋賀県史』(昭和二年、三年)、『近江伊香郡志』(昭和廿七年、廿八年)、『滋賀県市町村沿革史』(昭和卅一年、四一年)、小和田哲男氏『近江浅井氏』(昭和四八年)、萩原龍夫氏「北近江の風土と史料」(『歴史手帖』昭和四八年十二月号)等々も、山門領富永荘について若干ふれるところがある。
- (2) これらの地域のすべてについて、現存する古文書で、富永荘であることを確認することは出来ないが、「近江国輿地誌略」をはじめとする諸地誌類の記述にしたがって、ここでは一応富永荘としておきたい。尚、「<sup>近江</sup>日吉神社文書」には、「当庄野村郷」「当庄東野方」「当庄柿田二里九坪」等とよばれる地名がみられる。これらの地が現在のどこにあたるのか未詳である。東野なる地名は井口の小字名にあるが、古文書の「当庄東野方」であるか否かは明らかでない。
- (3) 高月町役場保管の地籍図に拠る。坪の数え方は大体国により統一され、大和国は蛇行式であり、近江国は平行式とのことである。(弥永貞三氏『奈良時代の貴族と農民』)
- (4) 『近江伊香郡志』上第三章古代編「伊香郡古代の遺跡と遺物」参照。
- (5) 「富永所務帳」によると、所務の執行には坂本から舟路で富永荘片山に着き、井口に入っている。井口には日吉社も勧請

されており、富永荘の在地の荘務執行の機関が井口にあったのではないかと思われる。

(6) 「近江日吉神社文書」の中世文書は、次の三つから成っている。

(一) 「古書綴」 仮綴表紙に「古書綴 除表紙四十三枚」とあり、応永廿七年から同卅二年までの山門領富永荘に関する古文書案が六十二点ある。本稿に(何号文書)とあるのは、この古文書案の何番目という意味である。

(二) 「古書綴」 仮綴表紙に「古書綴 除表紙拾五枚」とあり、永禄十二年と元龜元年の「富永所務帳」写である。

(三) 「神社ニ係ル古書綴」 仮綴表紙に「明治参拾五年参月改 神社ニ係ル古書綴 合計拾壹通」とあり、文安元年富永荘預所・中司連署証状案をはじめ、中世後期の売券・寄進状等十一点をおさめている。

尚、「近江日吉神社文書」の中世文書は、明治大学文学部日本史研究室に写真帖一冊としておさめられており、京都大学には影写本一冊として架蔵されている。東京大学史料編纂所には、写真帖一冊としておさめられている外に、京都大学影写本「近江日吉神社文書」の写真帖一冊ならびに「近江日吉神社文書」の紙背文書の影写本一冊が架蔵されている。

### 一 富永荘の伝領関係

天福二年(1234)八月慈源所領注文(青蓮院門跡領惣目録)に、<sup>(1)</sup>

○前略

一大成就院領

伯耆国

○中略

近江国

後三条勅旨田

所当百四十石内 十石預所

富永荘

所当百石 但被宛十禅師礼拝講了、

○後略

とあるところから、近江国伊香郡富永荘は青蓮院門跡領で、所当百石を十禪師礼拝講にあてられていたと云われてきた<sup>(2)</sup>。しかしここにみられる富永荘は、以下述べるように伊香郡富永荘ではなく、近江国坂田郡の富永荘であると考へる。

応永十九年(1412)七月二日、のちに足利將軍に還俗した青蓮院義円は、妙泉坊をして門跡領近江国富永荘十七条十八条預所職を安堵しているが、この富永荘は次にのべるように坂田郡富永荘である。「近江国輿地誌略」<sup>(4)</sup>によれば坂田郡富永荘は筑摩村および上・中・下の多良村の地であるという。そして坂田郡筑摩村および多良村は、坂田郡条里制の十六条・十七条・十八条の地にあたっている<sup>(5)</sup>。とすると青蓮院門跡領富永荘十七条十八条は、坂田郡条里制の十七条・十八条にかかるもので、近江国坂田郡の富永荘ということになる。さらに次の諸史料は、このことを一層明らかにしてくれる。

(A) 毎月一日御僧膳事

正月森嶋庄上郷

二月福嶋庄<sup>(6)</sup>

三月伊香立庄

四月板西庄

五月平泉庄

六月賢達寺

七月織田庄

八月森嶋庄下郷

九月富永庄

十月坂田庄

十一月南北庄

十二月今武保

右各守月宛之次第、可被勤仕之所如件、

永仁四年正月(7)

(B) 青蓮院御門跡領江州坂田・平方両庄、同額全寺山室保、<sup>(坂田郡)</sup>富永十七箇条、<sup>(栗本郡)</sup>并砥山庄、<sup>(蒲生郡)</sup>躰光寺等事、早退押妨之族、可被全御門跡雜掌所務、若猶有違乱之族、<sup>(飯尾大和守)</sup>為有異沙汰、<sup>(元連在判)</sup>可被注申交名由、<sup>(飯尾貞朝カ)</sup>被仰出候、仍執達如件、

文明四七月廿五日

貞譽在判

多賀豊後守殿(高忠)(8)

(C) 文明十八年、多賀宗直御退治加へらるるとき、御方いたし、牢籠仕、三雲より御出陣以前、九月廿八日、数輩の近付相催、磯野より在所にうち入、堀次郎取合著陣待たてまつり、○中忠賞に依て、富永庄十七八条領家方預所共に被下之、○下(9)

(D) ○前略

一通 後三条跡於人手者替地可進置候、同

一通 新庄跡寺庵同名之事、同

十三条ヨリ十五条迄ナリ、

一通 於法勝寺申談知行之事、

一十七条領家預所式百石同地頭職五拾石同講米三拾石事、

覚へ 富永庄也、太良之事也、

一十六条預所式百廿石之事、同

右之分、此砌太尾於相果者、可進置候、聊不可有相違候、恐々謹言、

天文廿一年

浅井左兵衛尉

十月六日

久政判

今井左近允殿御宿所(10)

史料(A)には九月・十月と富永荘と坂田荘が続いている。史料(B)室町幕府奉行人奉書案は、多賀高忠等に命じて青蓮院門跡領近江国坂田荘・平方荘と共に富永十七箇条等を安堵せしめたものであり、史料(C)には京極高清が近江三雲を發して多賀宗直を撃つたとき、坂田郡の国人今井秀遠に忠賞として富永十七・十八条を与えたことが記されている。史料(D)は浅井久政が六角義賢の兵を近江太尾城に攻めたとき、久政は今井定清の忠節を賞して十七条領家預所職を与えているが、その十七条とは富永荘であり、坂田郡太良の地であることが註記されている。(11)以上により富永十七・十八条は坂田郡富永荘であり、鎌倉時代から文明年間に至るまで青蓮院門跡領であったことが明らかになったと(12)思う。ところが同じく天台の門跡である梶井宮の承鎮法親王から尊雲法親王に譲与された正中二年(1325)相承莊園

目録によると、<sup>(13)</sup>「諸国末寺所々御領寺」として「近江国筑摩富永保」があげられている。これはいまみてきたところから考えれば、坂田郡の富永荘であることは間違いない。また「実相院領」として「近江国善積庄・近江国富永新保」<sup>(高島郡)</sup>とも記されている。この富永新保は伊香郡富永荘か坂田郡富永荘か決め難いが、ともあれ、正中年間には三千院門跡が近江国坂田郡富永荘を領有していたことが知られるのである。

これに対して、本稿で取扱う伊香郡富永荘は、「近江国吉神社文書」の古文書案によれば、<sup>(14)</sup>「近江国吉御ヒツニ納了」との追筆がある。応永廿年代から卅年代にかけて、「山門領富永庄」とよばれている。<sup>(15)</sup>「二号文書・二五号文書等」。さらに応永卅二年(1425)八月十六日令旨案(貫主御教書案)<sup>(16)</sup> (五五号文書)には「妙法院」との註記があり、富永荘定損の事を達している。応永廿九年八月勘定衆連署状案<sup>(17)</sup> (二〇号文書)は、宛所を闕いているが、「正文新日吉御ヒツニ納了」との追筆がある。応永廿年代から卅年代にかけて伊香郡富永荘の領家は、新日吉門跡である妙法院門跡堯仁法親王であったのではないかと考える。堯仁法親王は至徳元年(1384)七月天台座主にのぼり、嘉慶二年(1388)正月辞し、<sup>(18)</sup> 応永十八年(1411)六月再び天台座主に還補され、<sup>(19)</sup> 同十九年四月に辞している。しかしながら妙法院門跡の相承寺院・寺領等を記している康永三年(1344)七月無品親王庁解や、<sup>(20)</sup> 文和二年(1353)十月妙法院門跡進止寺院庄園当知行地目録には、近江国大野庄、同国修宇東西庄、同国大原上野庄、同国晋門庄、同国仰木庄、同国栗見庄等々が記録されているが、近江国伊香郡富永荘の名はみることが出来ない。

文和二年の妙法院門跡当知行地目録にみられる近江国仰木荘は、<sup>(21)</sup> 応安四年(1371)二月青蓮院に交付された。妙法院はこれを憤り仰木荘の還付と皇子の妙法院入寺を北朝に奏請している。<sup>(22)</sup> この年の仰木荘をめぐる青蓮院と妙法院との相論は、遂に青蓮院衆徒と妙法院衆徒が仰木荘において合戦するまでに及んでいる。<sup>(23)</sup> また、文和二年の目録にみられる近江国大野荘も応永の頃には青蓮院門跡領となることが知られる。<sup>(24)</sup> このような山門領における領家の推移を考えると、富永荘をはじめ仰木荘・大野荘などの山門領は、そのときの歴史的な条件によって有力な門跡によって相伝されていく、一種の渡領のような性格をもっていたのではないかと考える。

文明四年(1472)十一月、<sup>(25)</sup> 論旨によって僧真増なるものの近江国富永荘預所職が安堵されている。この富永荘は伊香郡富永荘である。<sup>(26)</sup> 文明十六年(1484)十二月十六日尊教親王が青蓮院に入室されるときの入室次第をみると、「富



永庄預所真増」「栗見庄預所兼円」の名が、執当法眼真全・杉生坊暹恩・月輪院堯覚といった連中と共に、「御門徒」として記録されている。「近江日吉神社文書」によれば富永荘、栗見荘等は、応永廿八年と同卅二年に御拜堂召人夫が課せられている。真増・兼円が預所であった富永荘・栗見荘は山門領であり、その富永荘は伊香郡のものであることが知られるわけである。

また、「近江日吉神社文書」には、文永五年(1268)三月廿七日伊香郡富永荘御鎮守新日吉社に寄進した梵鐘の銘文写がある。(23)それには「願主比叡山延曆寺東塔南谷妙光房」とあり、伊香郡富永荘が鎌倉時代に山門領荘園として存在していたことが知られる。さらに「近江日吉神社文書」には、永禄十二年(1569)と元亀元年(1570)の「富永所務帳」なるものがある。国人・土豪の在地勢力の伸長、江北の戦国大名浅井氏の勃興によって、その荘園としての支配は十分に果せなかつたかも知れないが、この所務帳をみるかぎり、伊香郡富永荘は永禄・元亀の頃に至るまで、依然として山門領としての命脈を保っていたようである。

以上近江国伊香郡富永荘の伝領関係について、鎌倉時代から戦国時代まで山門領として存在し、本稿で主として検討しようとする応永廿年代から卅年代の頃は、領家として妙法院門跡をあおいでいたことを考察してきた。そしてまた、山門領の中には、この富永荘や近江国仰木荘・同国大野荘のように、一種の渡領のような性格をもつ荘園があり、そのときの有力な門跡によって相承されていたのではないかと云うことを考えてみた。

## 註

(1) 「御門領旧記」○華頂要略五十五(史料編纂所影写本)、「鎌倉遺文」第七卷 四六八七号文書

(2) 「莊園志料」をはじめ「滋賀県史」「近江伊香郡志」「滋賀県市町村沿革史」等は、いずれもこの富永荘を伊香郡のものとしている。なお、応永十一年舜照なる者が近江国伊部郷公文職を粟田口十禅師に寄進していることが知られる。(「永田文書」(史料編纂所影写本) 応永十一年四月廿一日室町將軍家御教書)

(3) 「門主伝」二十 ○華頂要略十 (史料編纂所影写本) 准三后前大僧正法印大和尚位号普諱義円、還俗諱義宣、改義教、御門跡領近江国富永十七八条預所職事、被聞食披之上者、任代々相伝之旨、如元知行不可有相違之由、青蓮院殿御氣色所候也、仍執達如件、

応永十九年七月二日 法眼泰村判

妙泉坊御房

- (4) 「近江国輿地誌略」卷七十九(『大日本地誌大系』二十三所収)
  - (5) 『近江坂田郡志』中 第三編第二章坂田郡の条里
  - (6) 文字はあるが判読出来ないものは[ ]で表示することにした。
  - (7) 「青蓮院文書」二(史料編纂所影写本)
  - (8) 「門主伝」<sup>二十二</sup>○華頂要略十一(史料編纂所影写本)
  - (9) 「今井軍記」『史籍集覧』雜纂類
  - (10) 「近江国坂田郡飯村嶋物語」(坂田郡山東町百々保氏所蔵)(史料編纂所影写本)
  - (11) この浅井久政書状写に疑義があるとしても、そこに記されている地名についての註記は有効であろう。また、「講米三拾石」は「十禅師礼拝講」にかかるのではないかと思われる。
  - (12) 坂田郡富永荘の史料として、建武元年三月十四日足利尊氏安堵状(都久麻社文書)が地誌類には引用されているが、この文書は疑義がある。
  - (13) 「三千院文書」二(史料編纂所影写本) 正中二年十一月廿五日承鎮法親王附屬状
  - (14) 「諸門跡伝」<sup>二</sup>○華頂要略百四十一(史料編纂所影写本)
  - (15) 「妙法院文書」(史料編纂所影写本)
  - (16) 「妙法院誌稿」一(史料編纂所影写本)
  - (17) 「門葉記」<sup>七十</sup>門主行状三(史料編纂所影写本)
  - (18) 「含英集拔萃」(史料編纂所影写本)
  - (19) 「祇園執行日記」(史料編纂所影写本) 応安四年七月一日、七月二日、七月四日、七月七日の条、
  - (20) 「御門領旧記」○華頂要略五十五(史料編纂所影写本)
  - (21) 「重胤記」○歴代残闕日記(東京大学図書館所蔵) 七十八所収 正月八日
- 一 寺家宮内卿へ繪旨案文、此方より申候、  
近江国富永庄預所職事、任武家下知之旨、真増知行可有相違、者繪旨如此、悉之以状、  
(不脱)

文明四年十一月廿三日 (広瀬兼順)  
右中弁判

如此御調候て、宿侍〔真之〕にてうわまき、たて文候也、うへにハなにとも不被書候也、

(22) 「附弟伝」十五 ○華頂要略十一 (史料編纂所謄写本)

(23) 「近江日吉神社文書」〔神社ニ係ル古書綴〕所収、

奉懸南閭浮提大日本国中江劬

伊香郡富永庄御鎮守新日吉

社鐘 文永五年戊辰 三月廿七日寅

鑄〔x〕

大工左馬允丹治国刺

願主比叡山延曆寺東塔

南谷妙光房住句

御庄奉行人仲原景経

御庄氏人等有結縁衆

尚、現在この銘文のある梵鐘は、高月町井口日吉神社にはない。現存の梵鐘は寛喜三年(1231)三月四日の銘文がある。

それは次の如くである。

南胆浮洲大日本近江国伊

香郡己高山椎鐘也、

寛喜参季辛卯 参月四日庚寅

於富永御庄円満寺鑄之、

本願主沙弥教西

浅井氏

嫡男右馬允生江盛助

己高山和尚釈慶尊

結縁衆

浅井東西伊香三箇郡氏人等

大工散位土師宗友

## 二 富永荘の支配機構

「近江日吉神社文書」の古文書案六十二点のうち、その過半数は、次の三つの群によってしめられている。それは文書の発給者による区分であるが、

(一) 法橋兼全奉書案(二〇点)

(二) 生源寺衆徒連署状案、生源寺集會事書案、勘定衆連署状案等(二四点)

(三) 金輪院弁澄、杉生房暹春、月輪房慶賢、乘蓮房兼宗等にかかる文書(八点)<sup>(1)</sup>

である。近江日吉神社文書略目録(参照)そこでこれらの各グループについてそれぞれ検討してみたい。

法橋兼全奉書案は、三〇号文書の雨森庄官中宛以外は、すべて富永荘中司少綱御房宛である。五号文書・五七号文書・六〇号文書は御拝堂召人夫事、御拝堂御儲事にかかるもので、五号文書は、三号文書の令旨案、四号文書の公文所召人夫支配状案をうけて、富永荘中司少綱御房に御拝堂召人夫事を達しており、五七号文書・六〇号文書もそれぞれ令旨案(貫主御教書案)、公文所支配状案をうけて御拝堂召人夫事や御拝堂御儲事を富永荘中司少綱御房に達している。<sup>(2)</sup>

御拝堂召人夫事や御拝堂御儲事については、令旨案(貫主御教書案)↓公文所支配状案↓兼全奉書案↓富永荘中司少綱御房といった文書発給の系列がみられる。そして前述の如くこの令旨案(貫主御教書案)の一通である五五号文書には、「妙法院」の註記があり、これが富永荘の領家であると考えられるから、この文書発給の系列は、荘園領家―惣政所(公文所)―兼全―富永荘中司少綱という一つの荘園支配の系列として考えることが出来ると思う。

「日吉社室町殿御社参記」によると、応永元年(1394)には富永荘預所は都維那法橋上人位英兼であり、富永荘中司は法橋春全であったことが知られる。<sup>(3)</sup> 荘園によっては預所職を中司職とよぶこともあったが、<sup>(4)</sup> ここでは預所と中司とが併存していたわけである。六号文書には中司春全の書状案があり、応永元年の中司と同名である。恐らく同人物であろう。応永廿九年八月十一日延暦寺座主令旨(三三三号文書)によって「岩若殿」が富永荘預所に補任されているが、このとき、兼全は富永荘に「当庄御安堵之御教書如此候、庄官見参料米事」(三四号文書)として庄官見参料米なるものを

課している。また富永荘定損の事が治定されたとき、兼全は預所に何の注進もなく定められたことに不満の意をのべており(三四号文書)、さらに応永卅年八月には沙汰人が預所をさしおいて私検断を行ったことについて厳しい追求をしている(四号文書)。このような様子をみると、預所と兼全とは密接な関係にあったことが知られる。莊園領家―惣政所―兼全―中司という支配系列と、預所―兼全―中司という系列をどのように理解したらよいのか、現在のところ未詳であるが、惣政所の存在を預所と考えることも出来るのではないかと思っている。そして惣政所宛の諸文書を検討するに、惣政所なるものは近江坂本にあつたのではないだろうか。ともあれ、莊園領家―惣政所―兼全―中司といった支配の系列は、富永荘を莊園として支配する最も主軸となる組織であつたと考えている。

また、兼全奉書案のうち、十四点は盗人・殺害・放火等の検断に関するものである。後述の文安元年(1444)の預所・中司連署証状案をみても、<sup>(5)</sup>莊園内の公事・罪科については預所・中司がこれを掌握していたようである。

では、兼全とはどのような人物であろうか。永享七年(1435)十月、永享の山門騒乱によって焼失した根本中堂造営のため、造営料所近江国音羽荘が護正院兼全なるものに沙汰付されている。<sup>(6)</sup>また、護正院兼全は、嘉吉元年(1441)には、「山門領近江国堅田奉行職、音羽庄志賀穴太等事」の当知行が室町幕府より安堵され、<sup>(7)</sup>杉生房暹能と共に山門使節となつていることも知られる。<sup>(8)</sup>富永荘にみられる法橋兼全とは、この護正院兼全ではないかと思われるが、なお後考を期したいと考えている。

次に、生源寺衆徒連署状案、生源寺集會事書案、勘定衆連署状案等について考えてみたい。これらに連署しているのは、慶祐、範慶、快義、舜林房承賀、松本房長暹、宝城房嚴秀、辻本房覚盈、宝明房春教といった連中である。彼等は生源寺衆徒として名をつらねると共に、勘定衆ともよばれていたようである(二〇号文書等)。兼全は専ら富永荘中司宛に文書を発給していたが、生源寺衆徒(勘定衆)は、富永惣政所、富永荘中司少綱御房、富永荘所務人、富永荘沙汰人等々多方面にわたつて文書を発給している。惣政所には富永荘新社鳥居修造について嚴密に在地に下知するよう達しており(五三号文書)、丁野郷との用水相論に際しては「根本用水之絵図」の持参を命じている(二七号文書)。中司少綱御房には名主の知行を全うせしめ聖供米の弁済を専らにすべきことを命じている(四三号文書)。このような生源寺衆徒(勘定衆)の文書発給をみると、山門領富永荘においては、その支配系列の一つとして、勘定衆―惣政所―中司とい

ったものがあつたようである。

山門の勘定衆については、管見のかぎりではまとまった史料も論考もないので、その性格を明らかにすることは出来ないが、<sup>(9)</sup>彼等が取扱っている事柄は、聖供米の弁済、悪米進納に対する処置、定損の事、借物の事、富永日吉新社の修造の事等々であり、山門領荘園において、領家・預所の得分等を除いた山門としての経済的な諸問題一例へば聖供米、借物の事などを管掌していたようである。そしてこの生源寺とは、山門の里坊として俗事を執行していたという坂本の生源寺を想定し得るのではないかと思つている。

<sup>(10)</sup>次に第三番目の金輪院弁澄、杉生房暹春、乗蓮房兼宗、月輪房慶賢等にかかる文書について検討することにした

金輪院、杉生房、乗蓮房、月輪房という連中は、所謂「山門使節」である。彼等が連署して文書を発給しているのは、山門使節中としてことを執行しているのである。事実、丁野郷との用水相論に関する室町將軍家御教書案(二六号文書・四一号文書)は、山門使節中宛に発給されており、これをうけて金輪院弁澄等が富永荘惣政所や富永荘沙汰人に用水相論の沙汰をしているのは、彼等が山門使節としてことを執行していることを物語っている。

<sup>(11)</sup>金輪院弁澄は、応永十五年(1408)八月三日本覚院門跡満守から本覚院領近江国鳥羽上荘奉行職を安堵されており、<sup>(12)</sup>応永廿六年には青蓮院義円が天台座主になるとともに、「中堂夜叉」「天台末寺美濃国長滝寺」「天台末寺近江国朝妻寺」等の奉行をひきうけており、<sup>(13)</sup>山門の坊官として荘園経営や末寺運営の実務を領掌していたようである。

「菅浦文書」には年未詳の金輪院英澄書状があるが、<sup>(14)</sup>英澄は弁澄の父親にあたり、<sup>(15)</sup>文和三年(1377)には月輪房永覚と争い、山上で万をこす僧兵が、お互に城郭を構えて合戦したと云われている。<sup>(16)</sup>「山門使節」となった金輪院・月輪房の軍事力の程がうかがわれる。また、<sup>(17)</sup>応永卅三年六月、坂本の馬借が北野社の麴独占に抗議して一揆を起したとき、「雖爾使節三人<sup>杉生、乗蓮、金輪院</sup>等依相誘無為云々、此事以外嗾訴、希快至極由自内裏被仰出問、為室町殿被仰付け、幕府に捕えられ、月輪房慶賢等と共に悲田院に誅殺されている。」<sup>(18)</sup>

杉生房暹春は、<sup>(19)</sup>応永元年足利義満日吉社社参のとき、坐禅院直全・円明房兼慶と共に、「此三人者、被定一山之使

節、被取行山洛之行事」とあり、<sup>(17)</sup> 応永卅三年の馬借一揆に幕命によって活動していたことは前述の如くである。永享二年<sup>(1430)</sup>十二月には暹春の嗣子と思われる杉生房暹賢なるものが山門使節となつて<sup>(18)</sup>いる。

乗蓮房兼宗は、<sup>(19)</sup> 応永廿六年正月將軍義持の命により、舎兄であり山門使節の一人である円明房兼慶を殺害しているが、<sup>(20)</sup> 応永卅三年には兼宗が義持の勘気を蒙り、「妙法院奉行山徒乗蓮逐電云々」「山徒乗蓮知行所々今日悉被關所、同山徒等ニ被分下云々」となつて<sup>(21)</sup>いる。

月輪房慶賢は、前述の如く永享七年に悲田院において誅殺されている。

「<sup>(22)</sup> 近江 日吉神社文書」にみられる山門使節は以上の四人であるが、このうち金輪院、杉生房、月輪房は、<sup>(23)</sup> 応安四年<sup>(1371)</sup> 青蓮院と妙法院が近江仰木荘をめぐつて争つたときの記録によると青蓮院の御門徒であつた。これに対して乗蓮房は「建内文書」の<sup>(24)</sup> 応永廿一年九月廿二日付書状によると「梶井御坊乗蓮房」とあり、梶井宮<sup>(三千院)</sup>の御門徒ではなかつたかと思われる。また、前掲の乗蓮坊逐電を記す「満濟准后日記」には「妙法院奉行山徒乗蓮」とある。ともあれ、山門使節となつた山徒は、いずれも有力門跡の御門徒であつたわけである。

このような山門使節をみると、室町時代の山門領莊園の支配や近江の馬借一揆・永享の山門騒乱等には重要な役割を果しているにもかかわらず、まとまつた研究もないのが現状であつたが、最近下坂守氏「<sup>(25)</sup> 近江の馬借一揆について」は、「山門使節」について論究されている。それによると、「山門使節」とは「当時山門を代表して、幕府から守護に準ずる諸権限を認められていたと考えられる山徒の集団の名称である」とし、そのメンバーとして、「永享の山門騒乱まで、円明坊・乗蓮坊・金輪院・月輪院・杉生坊、永享の騒乱以後、護正院・西勝坊・行泉坊・杉生坊」をあげ<sup>(26)</sup>ている。

山門領富永荘において、用水相論以外にこの連中が取扱つている事柄は、円通寺領の下地に富永荘住民が押入つたこと、<sup>(27)</sup> 余呉荘莊民を殺害したこと等である。いずれも他の莊園とかかわる事件であり、その裁決には幕府が関係している。このようなときに、幕府より補任されている「山門使節」が、幕府と現地との間にあつて、その執行にあつていたのである。富永荘においては山門使節中「惣政所」中司といった支配の系列もあつたと云へる。

応永廿八年正月十二日山門使節集會事書案<sup>(一号文書)</sup>には署名はないが、金輪院弁澄等が集會したのであろう。この

事書をうけて法橋兼全は、富永荘の段銭徴収を中司少綱御房に達している(二号文書)。このときの段銭徴収は、御拝堂召人夫事や御儲事と同じように、將軍義持の日吉社参籠にかかるものである。それなのに一方は山門使節の支配にかかり、一方は領家から惣政所を経て中司に達せられているのは何故であろうか。「一山之重事、万徒之大儀」であり、山門領のすべてに課せられた段銭は、山門領の「守護職」のような立場にある山門使節方の管轄に属していたものの如くである。これに対して御拝堂召人夫事・御儲事は、山門領のうち、富永荘・木津荘・栗見荘・愛智上下荘という特定の荘園に限られていた。<sup>(28)</sup>このようなときには、それぞれの荘園の日常の支配機構であり、荘園支配の主軸であった荘園領家―惣政所―中司といった系列が用いられたと考える。

このようにみると、山門使節なるものは、室町幕府と山門との間にあって幕府の決定を施行する役割や山門領における段銭賦課の権限を持っており、<sup>(29)</sup>「山門領において守護権に準ずる諸権限を発動させていた」という下坂氏の指摘の通りであったようである。

以上みてきたように、「<sup>近江</sup>日吉神社文書」の古文書案にみられる三つの文書群の検討を通じて、山門領富永荘には三つの支配の系列が存在していたことを知ることが出来た。そしてその三つの支配の系列は、時には矛盾をはらみながらも、山門領荘園としてそれぞれの分掌が整備され、まとまりをもっていたようである。このような支配のあり方が、山門領荘園のすべてにわたって存在していたかどうかは明らかでないが、少くとも山門膝下の聖供米を進納していた荘園―近江国木津荘・栗見荘等―では、同様な支配が行われていたのではないかと考える。

こうした山門、領家の支配系列の下に、応永廿九年十月十一日兼全奉書案(三〇号文書)の宛所に「雨森荘官中」とあるように、在地では各郷村に郷の荘官が存在していた。各郷にはその郷名を姓とする土豪がおり、「<sup>近江</sup>日吉神社文書」にみられるだけでも、井口殿、渡岸寺殿、雨森殿、柏原殿等がある。彼等は郷村を実質的に掌握して、ある時には郷の荘官となつてゐる場合もあったと思う。また、応永卅年九月六日勘定衆連署状案(四六号文書)には「地下之沙汰人支配候哉」とあるように、荘園支配の末端機構として地下の沙汰人なるものが各郷村にいた。応永廿九年八月富永荘定損事が治定されたとき、「雨森孫介、落川左近、同慶善、高野孫大夫、高月浄円、唐川正秀」等は連署して請文を提出している(二七号文書)。地下の沙汰人とは、こうした連中で、村落の上層農民であったと思われる。「沙汰人」の外に、在



地に「所務人」なるものも存在していたようで、「近年所務人及違乱、如形被渡候間、其子細集會之砌、令披露候間、申分尤其謂之由衆儀候、乍去限所務人違乱事不審候、定沙汰人方も被違乱候哉之衆儀候」(四七号文書)とある。また、古文書案には「時之所務人」「富永庄所務人」等の文言もみられる。

在地に盗人・刃傷・殺害等の事件がおきると、惣政所・中司等は公人を差遣わし、沙汰人と共に罪科の穿鑿や田畠・屋内蔵物の注進を行なわせている。ときには定使が派遣されることもあった。応永卅年九月十日中司代信濃少綱書状案(四九号文書)は、引山倉修造のことについて現地の井口から惣政所におくった報告書であるが、中司代も、荘内にことがおこれば各地を巡察しているようである。当時の荘園の在地支配は、在地の郷荘官・沙汰人・所務人等による支配と、荘園領家方から派遣された公人・定使・代官の支配とから成っていた。

註

(1) この文書群は山門使節にかかるものである。一号文書は山門使節集會事書案であり、山門使節関係の文書は九点となる。

(2) 応永廿八年二月廿八日法橋兼全奉書案(五号文書)は、「令旨・公文所支配状如此候」としているが、応永卅二年八月十五日同奉書案(六〇号文書)は、「貫主御教書并公文所支配状如此」としている。

(3) 「日吉社室町殿御参記」(「統群書類従」巻五十四)

借請公用々途事

合

右用途者、就御所御儲可令借用之也、仍毎月貫仁加柴拾文宛之利分、来十一月中、以山門領領錢可令返弁者歟、○中万一当年之聖供令不足者、以後年之聖供、遂行結解、本利悉可有立用状、借書如件、

応永元年八月十日

日泉中司  
四至内春全

木津中司

寛盛

木津預所

栗見預所

日泉預所

英兼

坐禪院

有全

内明房

兼慶

杉生房

運春

已上使節  
三人

この「日泉」とあるのは、「富永」の誤写か、誤読と考えられる。

(4) 竹内理三氏「講座日本荘園史」第二十二講『日本歴史』一三九号 昭和卅五年一月

(5) 「近江日吉神社文書」「神社ニ係ル古書綴」所収、全文は本稿第四章に掲ぐ。

(6) 「護正院文書」〔京都大学所蔵影写本〕(史料編纂所) 写真帖

晋広院御判

近江国音羽庄事、為山門根本中堂造營料所於奉行者、護正院兼全可致沙汰之状如件、

永享七年十月四日

山門根本中堂造營料所近江国音羽庄事、早任今月四日御判之旨、可被沙汰付護正院兼全代之由所被仰下也、仍執達如件、

永享七年十月十三日

(細川持之) 右京大夫

佐々木大膳大夫入道殿

山門根本中堂造營料所近江国音羽庄事 御施行如此、早任被仰下之旨、可沙汰付護正院兼全代之状如件、

永享七年十月廿五日 沙弥

能登中務入道殿

田中式部丞殿

尚、この文書は、「足利將軍代々下知状」(史料編纂所影写本)にも所収されている。

(7) 「護正院文書」〔京都大学所蔵影写本〕(史料編纂所) 写真帖

山門領近江国堅田奉行職音羽庄志賀穴太等事、早任当知行之旨、護正院兼全領掌不可有相違之由、所被仰下也、仍下知如件、

嘉吉元年十二月廿六日

(細川持之) 右京大夫源朝臣

尚、この文書は、「辻井文書」(史料編纂所影写本)にも所収されている。

(8) 「建内記」嘉吉元年十一月廿九日の条、

(9) 「日吉社室町殿御社参記」等には、金輪院、杉生房等の「山門使節」の名はしばしば出てくるが、「勘定衆」については辻本房がみられるのみである。

(10) 応永廿八年八月四日山門使節連署書状案(八号文書)には、「乗運房兼宗 杉生房慶賢 月輪房暹春 金輪院弁澄」とある。しかし本稿でもあげている他の諸史料によれば、「杉生房暹春」「月輪房慶賢」である。近江日吉神社文書の誤写である。

(11) 「今古令旨」(史料編纂所蔵写本)  
大御堂本覚院領近江国鳥羽上庄奉行職事、任相伝之旨、如元御知行不可有相違之由所候也、仍執達如件、  
応永十五年八月三日 権律師判

金輪院註記御房

近江国鳥羽上庄半分預所職并給以下本所分事、早任(忠度)尊勝院補任、可被沙汰付金輪院弁澄之由、所被仰下候、仍執達如件、

応永十一年三月十二日 (昌山基因) 沙弥判

佐々木備中前司殿

近江国鳥羽上庄預所職事、被成下御教書之上者、早任先規可被致奉行之由、尊勝院僧正御房所候也、仍執達如件、

応永十一年三月廿三日 権大僧都判

金輪院御坊

(12) 「門主伝」二十 (史料編纂所蔵写本)  
○華頂要略十

応永廿六年十月廿七日延暦寺座主令旨案三通

(13) 「菅浦文書」下 (滋賀大学経済学部史料館蔵)

七八一号文書 五月二日金輪院英澄書状案

(14) 「愚管記」第二十一 (文科大学史誌叢書)

永和三年七月廿七日、同廿九日の条、同年八月四日の条、

(15) 「満濟准后日記」応永卅三年六月七日、同廿九日の条、

(16) 「満濟准后日記」永享七年二月四日の条、

「看聞御記」永享七年二月四日の条、

(17) 「日吉社室町殿御社参記」(「統群書類従」巻五十四)

(18) 「御前落居奉書」(史料編纂所影写本)

永享二月二十三日室町幕府奉行人連署奉書案

(19) 「看聞御記」応永廿六年正月廿五日の条、

(20) 「満濟准后日記」応永卅三年十一月十六日の条、

(21) 「満濟准后日記」応永卅三年十一月廿二日の条、

(22) 応永卅五年正月には勘気がとかれて「満濟准后日記」応永卅五年正月廿四日の条。応永廿六年円明房兼慶が乗蓮房兼宗に殺害されて以後、しばらくは山門使節円明房の名はみられなくなる。その後、永享の山門騒動では円明房兼宗なる者が活躍していることが知られるが、この円明房兼宗とは、舎兄円明房兼慶を殺害した乗蓮房兼宗と同一人ではなかったかと思われる。円明房兼宗は永享の山門騒動の張本人とされ、永享五年十二月蟄居させられ、その坊舎所帯は乗蓮房兼珍に付されている(「満濟准后日記」永享五年十二月十二日の条)。ここにも円明房と乗蓮房の関係がみられ、兼宗と兼珍は親子であるかも知れない。

(23) 「祇園執行日記」応安四年七月一日、同七月四日の条等、

(24) 「建内文書」一(史料編纂所影写本) 応永廿一年九月廿二日、円明房兼慶書状案

(25) 「京都市編さん通信」六五号(昭和四十九年十月)

(26) 下坂氏は、近く「山門使節」に関する論文を『史林』に発表する由である。大いに期待致したい。尚、本稿における「山門使節」については、下坂氏の論考におうところが多い。記して謝意を表したい。

(27) これらの事件の内容については第三章参照、

(28) 応永元年義満社参のとき、御儲事を負担したのは、富永荘・木津荘・栗見荘の三箇荘であった(「日吉社室町殿御社参記」)。

(29) 下坂氏は、さらに「山門使節」が山門領内で軍事指揮権ならびに裁判権を保持していたことを論証しておられる。

(30) 雨森、落川、高野、高月、唐川は、富永荘内で地域的には分散している。どのような事情で、この五地域が連署請文を出しているのか明らかでない。

### 三 富永荘の様相

応永廿八年(1421)三月廿一日、將軍義持は日吉社に七ケ日參籠した。三宝院の満濟准后は、その日記に「今度日吉御參籠事、毎事無事云々、珍重々々」と記している。<sup>(1)</sup>しかしその無事の陰には富永荘民等の段銭・夫役の負担があった。「一山之重事、万徒之大儀、不可勝計之間、山門領悉相懸段銭於段別貳百文宛、可為其沙汰者也」<sup>(2)</sup>として段別二百文が課せられている。応永元年(1394)將軍義満日吉社參籠のときは、「山門領之錢二百廿文<sup>地主半分</sup>、百姓半分为上進物懸之事」とある。<sup>(3)</sup>今回の二百文も地主半分、百姓半分であったかと思われる。また御拝堂召人夫百五十人が「富永庄五十二人、木津庄卅五人、栗見庄廿一人、愛智庄廿一人、同下庄廿一人」<sup>(4)</sup>と五ヶ荘にわり当られ、さらに御儲夫なるものも課せられていた<sup>(5)</sup>。御拝堂召人夫・御拝堂御儲事は応永卅二年八月にも徴されており、その召人夫は「富永庄卅人、木津庄廿人、栗見庄十七人、愛智上庄十七人、愛智下庄十六人」の百人であった<sup>(5)</sup>。富永荘、木津荘、栗見荘は「三箇庄聖供」とよばれて重視されていたが、なかでも富永荘は「当庄者、為聖供領隨一」<sup>(6)</sup>とあるごとく、山門の大事な所領の一つであった。

当荘は聖供米・大豆聖供を貢納していたが、応永廿八年には富永荘下郷は以ての外の悪米を納めたため、「所詮於自今以後者、如此刈于作稻、規模能米可備聖供米也、仍為當時向後可捧起請文也、<sup>(案文)</sup>若於令对捍者、尋搜骨帳之名字、可追放庄家之旨、衆議一揆早」<sup>(九号文書)</sup>の生源寺集會事書をつきつけられたが、翌応永廿九年には「富永定損陸分壹治定之上者、任請文之旨、能米等規模可全聖供之弁者也、万一国中平均不熟之時、於当庄払塵在所有之者、以撫民之儀、可令檢知也」<sup>(三〇号文書)</sup>との勘定衆連署状が出て定損のことが決められている。これに対して前述の如く地下人は連署して請文を提出している<sup>(二二号文書)</sup>。東寺領丹波国大山荘では応永年間に入ると年貢減免を要求する荘民の闘いが活発となり、山城国上久世荘でもこの頃からほとんど毎年のように年貢減免の要求が展開されている。<sup>(4)</sup>富永荘の定損治定も惣村の組織を基盤とした荘民の年貢減免要求の一応の成果と考えることも出来よう。

六分一の定損が荘民の生活に具体的にどのような損得をもたらしたかを明らかにすることは出来ないが、定損をめぐって法橋兼全は、「預所方へ不申是非之条、如何様之子細候哉、先々ハか様之事、最前預所へ及注進沙汰之処、今

度無其儀候間、希代事候」と、定損が勘定衆や使節中によって取決められたことに対して不満を述べると共に、定損が六分の一にきまれば預所の得分は減少してしまふから、「為地下有公平事候ハ、定損之内より預所方之得分、本法ニ任帳面可有沙汰候、若無沙汰候者、公方様へも歎可申候、此分惣庄へ被披露候て、是非とも可有注進候、不可有無沙汰候」(三四号文書)と、富永荘中司少綱御房に宛てている。定損による預所の得分減少が在地にかたがわりされそうになつてゐることが知られる。

応永廿八年十月十一日生源寺衆徒連署状案(二号文書)は、「山門領所々借物事、去年既定嚴密之格式、被加下知候処、当庄有徳之輩、致利々倍々散用候、或失意百姓等、或被造贅之由令注進、倉方之名字在者、為事実者、太以不可然候哉」と、美濃少綱等を在地に派遣し究明させている。中世の貸借関係においては、「可禁断私出拳利過一倍并拳錢利過半倍事」とあるように、利息が元金の二倍を超えることは禁止されていたが、富永荘の有徳人は利々倍々を散用してゐたと云う。一五世紀に入ると土倉・酒屋によつて代表される各種の高利貸が、京都・奈良・近江坂本などの各地にいちじるしく発達し、盛んに金融を行つていたが、「日吉社室町殿御社参記」には、

一去五月初、坂本中土倉夫役、本倉卅箇所、各五十貫、新倉九箇、各三十貫文宛、雖懸之、今不足之間、六箇条三

津浜間別百文宛、在家可懸之事、

一富有輩可借用料足事、至冬以三箇庄  
聖供可返之事、

とある。坂本には三十九軒の土倉があつたことが知られ、しかも五十貫宛、三十貫宛の役を負担しており、大きな経済力をもつてゐたことがうかがわれる。富永荘は「為聖供領随」の莊園であり、井口には坂本の日吉社の分霊を奉祀し、富永荘片山と坂本とは湖上舟運で不斷に交通してゐたのであるから、この地にも有徳之輩<sup>(2)</sup>倉方が、かなり存在してゐてもおかしくはない。

こうした有徳の輩と莊民の間で貸借関係が生じ、利息の増嵩により弁済不能におちいり、その結果として莊民達の耕地が奪われていくこともあつた。一五世紀に激しく展開された徳政一揆勃発の様相は、この富永荘にも存在していたようである。一五世紀後半からこの地方には多くの土地売券や寄進状がみられるようになるが、これも有徳之輩<sup>(2)</sup>倉方の動きとかわりあいがある。売券・寄進状にみられる土地の集積者は、云うまでもなく上層農民、有徳之輩、

寺庵等であつた。<sup>(8)</sup>

その土地そのものは、当時富永荘では「庄之田地」と「召次之下地」に大別されていたようである。去々年の散合により庄之田地と召次の下地が混乱した<sup>(9)</sup>という訴訟が行われている<sup>(二九号文書)</sup>。また「雨森堀入道号召次、無上致違乱云々、無勿躰次第也、争雖為段歩、掠聖供領、可加入免哉」<sup>(四三号文書)</sup>とあるところから考えると、庄之田地とは聖供領であり、召次之下地とは聖供を免じられた土地であつたようである。そしてこの頃から勢力をもってきた土豪達が、「号召次」して聖供領を押領していたことを知ることが出来る。

「<sup>近江</sup>日吉神社文書」には検断に関する文書が十数点おさめられているが、その主要なものは兼全奉書案である。と<sup>井口</sup>りあげられている事件は、放火・継母殺害・刃傷・山木盗人・逐電等々多岐にわたるが、兼全が中司少綱御房に達していることは、刃傷・盗人に際しては、「差下公人等候、任法例、可有其沙汰候、次田畠・屋内雜具等、悉可有注進候」<sup>(二七号文書)</sup>であり、逐電の者が出たときは「於下地者、可被加點札候」<sup>(二七号文書)</sup>とある。このように検封・点札が行われていたことは、この当時の莊園史料には屢々みられるところである。刑事事件だけでなく、年貢未進の場合にも行われている<sup>(9)</sup>。応永卅年八月五日兼全は、沙汰人が罪科人高月郷彦八の家を先例と号して放火したり、検封した野村郷幸正の家を襲取つたことについて、「如今者、沙汰人中閣預所、被行私検断、背天下之大法、罪科重疊間、訴公方、嚴密雖可被罪科候、先以濃談被仰下候」と記し、沙汰人等の私検断をきびしく咎めている<sup>(四四号文書)</sup>。当時の富永荘において是在地の検断権は認められていなかったわけである。

応永卅年四月、富永荘野村郷の者が余呉莊中郷の者を殺害するという事件がおきた。このときには、山門使節兼蓮房兼宗が「為向後、堅可罪科之由、自畠山大夫殿承候、返々無是非之次第候、嚴密被相懸野村、於下手人者、被致<sup>10</sup>明、任法可有沙汰候、至惣村者老二三人有罪科候、不可有御無沙汰候」<sup>(三七号文書)</sup>と富永荘預所宛書状を出している。法橋兼全はこれをうけて「仍乘蓮房折紙如此候、於其身者、任大法可有罪科候」<sup>(三六号文書)</sup>と中司少綱御房に達している。他の莊園との間に刑事事件が発生した場合には、惣政所兼全中司によって処理されるのではなく、幕府や山門使節がかかわっているわけである。そしてこのときの裁決では下手人一人の処刑だけではなく、惣村の老二、三人にも罪科がかけられ、惣村の連帯責任がとられている。

高時川の用水問題は、この地域の住民にとっては長い闘いの歴史をもっている。そこで次に、この高時川の用水問題についてみることにしたい。高時川は栃木峠の水源を発し丹生谷を流れ富永荘を南流し、荘の大半を灌漑して琵琶湖にそそいでいる。応永七年（1400）高時川の用水をめぐる富永荘と丁野郷とが争っている。四月三日室町將軍家御教書が近江守護佐々木備中守宛に出されているが、そこでは二つのことが問題になっている。その一つは丁野郷用水をめぐる「同国中庄榎井井加子井」が富永荘地下人に押妨されたということである。その二は「八日市場清水事」について、丁野郷の管領するところであったが、速水・青菜・今村の沙汰人・百姓等に抑留されたということである。丁野郷は「与保乃郷」或は「よりの郷」と訓み、富永荘の西南にあたり、田河荘の一郷で、旧東浅井郡小谷村に属する。八日市・速水・青菜・今村は富永荘の南に位置し、高時川をはさんで田河荘の西に接している。このとき提出された丁野郷百姓等の目安状によれば、<sup>12</sup>当年は三月から五月まで日照りがつづき、地下では耕作も出来ない。「かこい」の井堰の上流に富永荘が新井を作ったので、水が下らなくなり、丁野一郷はさらに耕作が出来なくなった。領内には「もさか」というところからも水が出ていたが、これも日照りのため枯れ絶えてしまったと縷々その苦情を述べている。

応永廿八年に至り再び富永荘と丁野郷とは用水争いを行っているが、このときは山門使節が連署して、富永荘惣政所に「任先規堅可被加下知候」としている（八号文書）。つづいて翌年五月廿八日室町將軍家御教書が山門使節に下されている（一六号文書）。

大覚寺御門跡領雜掌申、近江国丁野郷用水<sup>号下</sup>古井、事、訴状如此候、先々有其沙汰、無相違処、山門領富永庄地下人等、近日又止井口違乱云々、事实者、不可然、早任先度裁許之旨、可停止無理押妨之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永廿九年五月廿八日

山門使節中

ここでも富永荘地下人が違乱をなしたと裁決されているが、その用水は「下古井」とよばれるもので、応永七年の「加古井」と同じ井堰であったと思われる。



応永七年と異るところは、丁野郷の領家方が大覚寺門跡にかわったことである。丁野郷が東大寺領となったのは、延文三年（1358）三月廿五日東大寺五師三綱等事書案によれば、<sup>13</sup>「近江国丁野郷者、去建武三年御寄進八幡堂之間、即称將軍家三十講毎年敵重之講席」とあり、建武三年（1336）のことであった。その後観応三年（1352）には天下念劇の時分に乘じて熊谷小四郎左衛門尉直尊に押領されるといふこともあったが、応永七年（1400）には東大寺領として上臈御局の管領するところとなっていた。これが応永廿九年には大覚寺門跡領となっているわけである。この推移がどのような事情によっているかを明らかにすることは出来ない。

富永荘地下人の押妨停止を命じられた山門使節は、これを富永荘に通達したと思われるが、富永荘側はこれに対応するため用水絵図などの資料を蒐集していることが、応永廿九年六月勘定衆の富永荘惣政所宛書状案（一七号文書）によって知られる。即ち近江国山門領の井奉行は愛智荘が担当していたようで、そこに「根本用水之絵図等」があり、これを十二日以前に取寄せることを命じているのである。同年七月廿五日に再度室町將軍家御教書（二五号文書）が出され、富永荘地下人は「称馬上井、或号妙臨寺井、致掠訴之条、太不可然、所詮於妙臨寺井者、立新井之上者、至彼古井口者、塞之、可被專下古井之旨、可被申入大覚寺御門跡之由、所被仰下也」とある。馬上郷は富永荘の一郷で、高時川の東岸にあり、丁野郷の川上にあたる場所である。妙臨寺についてはその位置を明示することは出来ないが、正中二年（1325）十一月廿五日承鎮法親王附属状には、五仏院領として「近江国伊香庄・妙臨寺」が記録されている。<sup>14</sup>伊香庄は伊香郡伊香郷の荘となったものであり、妙臨寺も伊香郡と考えられ、妙臨寺井と関係するものと推察する。つづいて九月に至り、妙臨寺井を塞いでいた丁野郷民と富永荘下郷百姓が出合い、富永荘民は丁野郷民を追払い鋤鉞を取上げるといふ事件がおこり、再び大覚寺門跡方から訴えられ、山門使節は下郷百姓等の張本人の注進を命じている（二八号文書）。応永の頃ともなると地下人や百姓が蜂起して支配者や抑圧者に反抗することや、郷村が互に武力をもつて相争うということが多くなってくるが、とくに用水争いとなると激しいものがあり、<sup>15</sup>応永廿七年（1420）六月用水争いから蜂起した深草郷民の事件などは有名である。富永荘でも下三郷の百姓等は妙臨寺井を掘開く行為をつづけ、<sup>15</sup>応永卅年四月また室町將軍家御教書（四二号文書）をうけ、五月には山門使節は連署して富永荘沙汰人中に緩急百姓の注進を命じている（四二号文書）。富永荘下三郷とは高月・森本・落川・宇根等のうちと思われるが、これらの地は、高時川



註

- (1) 「満濟准后日記」 応永廿八年三月廿七日の条、
- (2) 「日吉社室町殿御社参記」(「統群書類従」 卷五十四)
- (3) 阿部猛氏『日本荘園史』三四六頁(大山荘年貢未進・減免表)
- (4) 永原慶二氏「荘園制解体過程における農民層の分解と農民闘争」(『日本封建制成立過程の研究』所収)
- (5) 鎌倉幕府追加法第十七条嘉禄二年正月廿六日(『中世法制史料集』鎌倉幕府法 六七頁) 尚、「法曹至要抄」建久四年宣旨・建暦二年宣旨にも同様の趣旨の文言がみられる。
- (6) 註2に同じ。
- (7) 「近江日吉神社文書」の「富永所務帳」に「坂本乱ニ付而、われら迄さきへ被下候、式部卿と同道致也、十一月廿二日ニ立テ、片山へ廿二日ニ付候、井口へ廿四日付也」とあり、富永荘へは坂本から片山へ湖上舟運が行われていた。また、土地の人々の口伝にも鉄道が敷かれるまでは舟運がさかんであったとのことである。
- (8) 「下丹生神社文書」には宝徳元年(1449)十二月六日中七島売券以下三十数点の売券・寄進状があり、「上丹生神社文書」には貞和三年(1347)書」には応永十三年(1406)二月七日道心房下地売券以下十数点の売券があり、「上丹生神社文書」にも数点の売券・寄進状があるが、この十月三日某寄進状以下二十点ばかりの寄進状・売券がある。「近江日吉神社文書」にも数点の売券・寄進状があるが、この売券の特徴としては、文亀四年三月十二日尾山俊貞田地売券・天文二年十二月九日洞戸良冬田地売券にみられるように、売券の文中に買主の氏名が記されずに、その部分が空白になっていることがあげられる。これが何を意味しているかは明らかでない。
- (9) 中村吉治氏『土一揆研究』四三頁 第一編第一章年貢諸役の追求 三 点札と神木
- (10) 文中の「畠山大夫殿」は、当時管領であった畠山満家のことと思われる。
- (11) 「東大寺文書」第四回探訪之四十二(史料編纂所影写本) 東大寺図書館蔵 (1-24-322)  
上臈御局雑掌申、近江国丁野郷用水、同国中庄梅檀井并加子井事、近年富永庄地下人等押妨、次八日市場清水事、為当郷之内管領之処、速水・青菜・今村方々沙汰人・百姓等抑留云々、太不可然、所詮、彼是停止新儀之違乱、各任先規、沙汰付雜掌、可被企耕農之節之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永七年四月三日

(畠山基國)  
沙弥在判

佐々木備中守殿

(12)

「東大寺文書」第四回採訪之四十六(史料編纂所影写本) 東大寺図書館所蔵(1-24-606)

「大野郷百姓目安」(端集書) 応永七年庚卯五月十七日

同 六月廿五日披露云々

丁野郷御百姓等謹言上

右、たうねんのひてり三月よりいままで、ひてり候間、地下のかうさくさらニつかまつらす候、(富永)早せひもなく候、

一井水事、みちゆきて候へとも、なせさんしようよりとかく申され候、そのうへかこいのうへニとひな(新井)かよりしんいを二ほ

りて候ほとニ、ことさら水下らす候、(丁野一郷)ようの「かうへさらニかうさくおつかまつらす候、

一御りやうの内もさかよりいて候水も、このひてりニたへ候、そのうへ山あせ候て、たに水もさらニなく候間、地下のかう

さく四分一もつかまつらす候、いまのやうニてり候へ、うへたる田もいたつら事にて候、かやうに候間、こま $\times$  $\times$  $\times$ お

も、これにてなげき申候て、とよめ申候、それにつき候て、きやうとの使事も、こんとよりなげき申候て、御いとまお給

へく候、このよしおかミさまへ御申候て給候へ、かしこまり入候へく候、

応永七年五月十七日

御百姓等謹言上

御奉行所

(13)

「東大寺文書」第四回採訪之四十四(史料編纂所影写本) 東大寺図書館所蔵(1-24-457)

(14)

「三千院文書」二(史料編纂所影写本)

(15)

「看聞御記」 応永廿七年六月十九日、廿日の条

(16)

「高月町井口区有文書」には近世の用水関係の文書が多量にある。井口は高時川以西の富永荘を灌漑する上水井・大井・しものふ下井の三用水の井頭である。この三用水に関する史料が保存されている。

(17)

「梅檀井」は応永七年の相論以外には出て来ない。この井堰が現在のどこにあたるかも明らかでない。

(18)

「南部文書」二(史料編纂所影写本)

(19)

「松井安治氏所蔵文書」(高月町井口)

#### 四 富永莊の崩壊過程

「近江日吉神社文書」には、一五世紀中頃の莊園支配を考へるのに大へん興味ある次の如き史料がある。<sup>(1)</sup>

- (1) 一 庄家大小公事出来在之者、依代官并沙汰人中住進、住進、下同任先規、可有成敗事、
- (2) 一 於無僻事仁躰者、依訴人申状、楚忽付召文、不可致其沙汰、就兩方理非糺決之住進、可有成敗事、
- (3) 一 公人下向、大勢不可然之由、訴訟ニ候て、加定使三人之外、不可差下候、隨而糧物一人宛三百文事、可加下知者也、於地下沙汰人中、且被相計之、可被与之事、
- (4) 一 就檢断之沙汰、当方支配分事、雖非訴訟、任先規、為  首様、如此間、被成御裁許之由上者、沙汰人等分可為支配事、

(5) 一 於罪科人屋内臟物等者、定使職事并沙汰人中使相共究実否、付置符、就住進可有其沙汰事、

(6) 一 就若党・下人緩怠事ニ、主人可致沙汰事 、於大犯三ヶ条者、任大法、沙汰人相共可被沙汰事、

(紙雜目)

(7) 一 於罪科人一職田畠事ハ、一足作毛之外ハ、不可綺、但於地主者、任先規、如何様ニも可相計事、

(8) 一 就寺庵罪科事、於檀那・住僧僻事候ハ、其仁躰ヲ罪科之外ハ、不可相綺、但其身進退於寺庵者、いか様ニも沙汰人相共可沙汰事、

(9) 一 中司代官職地下ニ定置事并檢断相綺事、先規無之由承上者、向後可停止事、

(10) 一 懸六親罪科事、任先規不可相綺事、

(紙雜目)

右此条々、山玉大神も御照覽候へ、雖為一事、不可有相違者也、仍為後日証状如件、

文安元年六月一日 中司叡全

預所

富永莊預所と中司叡全が連署して、公事・罪科について十ヶ条を山王大神に起請しているわけである。

第四条は検断物の配分に関してのべているが、当方の配分について在地から何の訴訟もないけれども、それは荘園の領家が御裁許をする由であるから、沙汰人等の分も領家方で配分すると述べている。検断物の配分に関しては地下の権限は認められていない。また、第九条には中司が代官を地下に定置くことや検断に相續うことは、先規に無い由を承ったので、向後これを停止するとしている。これらはさきにも「沙汰人中閣預所、被行私検断、背天下之法」という論調と同じであり、中司・代官・沙汰人の検断権を認めない荘園領家側の強い姿勢がうかがわれる。そして第一条では庄家の大小の公事について、代官・沙汰人中の注進によって、先規にまかせて成敗することを記している。これは庄家の公事が代官・沙汰人を經ずして直接預所や荘園領家方に提出されることを抑止したものである。第五条は罪科人の屋内蔵物に関しては、定使や沙汰人が相共にその実否を究明して注進したものである。沙汰すると決めている。ここでは代官・沙汰人の第一の職務は、こうした「注進」であったわけである。

しかし第二条には、僻事のない者については訴人の申状だけで楚忽に召喚状を付して沙汰をしない。訴人・論人の理非を糺した在地からの注進にしたがって成敗すると述べている。ということは公事に際して沙汰人は、一応の理非を糺する権限をもっていたことになる。また第六条では、若党・下人の緩怠に就いては、それは主人が沙汰すべきことであるが、大犯三ヶ条においては、大法に任せ、主人と沙汰人が相共に沙汰すべきことを規定している。若党・下人に対する主人の一方的な処分を制止しようとする意図とみられるが、若党・下人の問題という限定付であるが、ここでは沙汰人の検断権が一応認められている。このような動きは、在地に精しい沙汰人等に依存せねばならないという事情もあつたであろうし、またそれは検断権が徐々に在地に確立していく過程であるとも考えられ、見逃すことの出来ない問題である。

ところで、それではこのような預所・中司連署の証状が何故作られねばならなかったかということも一つの問題となる。まず考えられることは前述のように預所をさしおいて私検断を行なう者が出て来たことである。さらに証状第三条にみられるように、公人下向の員数削減を求める在地からの訴訟もあり、公事・検断等について在地から多様な要求があつたのではないかと考えられる。こうした動きが預所・中司をしてかかる証状を作らせるに至つたのでは

ないだろうか。また、第四条や第九条の文言からみると、在地の動きに対応して荘園領家側からも、預所や中司に対して在地支配の要請があり、預所・中司は公事・検断に関して自分たちの職責を確認しておく必要があった。さらには単に上下からの圧力だけではなく、預所・中司にも、自らの独自の要求もあり、これらが一つとなって、ここにみられるような条文を作成し、山王大神に起請しなければならなかったのではないかと思われる。

この頃になると荘園の管理にあたる預所や中司等も、在地に自らの領主制形成にのり出してくるものも少なくなかった。文明四年(1472)富永荘預所真増は安堵の綸旨を得ている。<sup>(2)</sup>預所職の補任は延暦寺座主令旨によって行なわれるものであった(三ノ文書)。安堵の綸旨が出ているということは、何らかの事件がおこり、それに対して武家の下知があり、その下知に任せて綸旨が発給されているのである。如何なる事件がおきたのか明らかでないが、預所職が何者かに押領されたことも想定されるが、預所真増が自ら行動して相論を展開していたことも充分にあり得ることである。こうした在地における所領・所職の相論・変動は、一六世紀に入ればますます激しくなっていく。それは一つには惣村を基盤とした荘民の動きの反映であり、二つにはそうした荘民の動きにのった地侍・土豪の活動によるところが大きい。富永荘でいえば、井口氏とか雨森氏とか三田村(高月)氏といった連中である。

以下、かかる土豪達の動きをみながら、そのなかで富永荘がどうなっていたかを眺めていきたい。井口氏は富永荘井口郷の土豪で、木之本区有文書の中に、左のような大般若經奥書があり、<sup>(3)</sup>

応安六年<sup>癸丑</sup>十二月執筆 僧寛順

江州伊香郡木之本王布良天王經 願主井口彈正源正氏

既に応安年間(1368-1375)には大般若經を寄進する程の資力を持っていたことが知られる。「近江日吉神社文書」では、応永卅年九月八日禅定房書状案(四七号文書)と同年九月七日乘蓮房兼宗書状案(四八号文書)の宛所が「井口殿」とある。前者は六月米なるものについて所務人に違乱があったが、勘定衆は沙汰人にも違乱があるのでないかとの疑義をもったとき、沙汰人は相綺わざる由の請文を勘定衆に提出するようにと報じたもので、井口氏と沙汰人との関係がうかがわれる。後者は井口郷の引山倉修造にかかるもので、井口氏が修造を奉行していたようである。また、「近江日

吉神社文書」の古文書案には紙背文書があるが、宛所に「井口西殿」とあるものが十二点もある。<sup>(4)</sup>

文明十一年(1479)三月山城清水寺成就院の願阿は、同寺を再建せんとして諸国にその資を募縁したが、これに応じたものは足利義政夫人日野富子をはじめ、十数ヶ国にわたり百数十名に達している。その内に、「江州井口彈正忠經慶」「江州井口勘解由經通」「江州井口南為先祖<sup>經勝</sup>」なるものが、それぞれ「柱一本二十貫」を奉加している。<sup>(5)</sup>井口氏には「井口西殿」「井口南殿」とよばれる家があったようである。<sup>(6)</sup>この奉加帳には江州伊香郡では、「磯野右衛門三郎種貞」「磯野<sup>十郎三郎繼</sup>」もそれぞれ「柱一本二十貫」を奉加しており、江州としては「浅井郡速水<sup>彈正左衛門平友祐</sup>」「江州浅井藏人丞直種」「江州弓削式部丞実俊」「江州浅見对馬守<sup>為先</sup>」「江州野州郡永原吉重」<sup>逆修</sup>「江州坂田郡上坂治部丞内」「江州平田左衛門尉高慶」「江州山本对馬守<sup>為親</sup>」「長忠」「江州野州郡江辺中嶋吉久」等々の名がみえている。

井口氏は開発・相伝・押領・買得などの成立事情によって、富永荘内に政所職・名主職・作職などさまざまな荘園的所職を所有していた。「江北記」には、<sup>(7)</sup>

根本当方被官之事

今井 河毛 今村 赤尾 堀 安養寺 三田村 弓削 浅井 小野八郎 河瀬九郎 二階堂

一乱初刻御被官参人衆事

井口越前<sup>三条</sup>殿 浅見<sup>朝日</sup>殿 弓削式部

伊吹彈正<sup>細河</sup>殿 渡辺 平田<sup>但一乱</sup>以前

とあり、井口氏は弓削、渡辺、浅見、伊吹氏等と共に、江北の守護京極氏の被官となっている。井口氏が京極氏の被官となり、つづいて浅井氏の被官となることによつて、その所有していた所職は京極氏や浅井氏によつて安堵されることになる。とすれば富永荘における所職について、いろいろな形式をとつて京極氏や浅井氏がかかわってくる。井口氏と同じような土豪である富永荘高月の三田村(高月)大藏丞宛年未詳七月九日浅井久政書状案には、<sup>(8)</sup>「御同名甚九郎方五院政所職被沽脚候<sup>知</sup>へん旨、風聞之由候、如何<sup>三</sup>在之事候哉、我等知行之儀候条、如今迄可然候、甚九幸貴所



無御道仁候間、無異儀様、御異見專要候」とあり、浅井氏が土豪三田村（高月）氏の同名甚九郎の所職拮却に干渉していることが知られる。そしてこのような動きは、やがては莊園領家の支配を弱体化し、遂には莊園領家に代って浅井氏の支配するところとなっていく。前掲の「今井軍記」などにみられたように、坂田郡富永荘の所職が、浅井氏によって勲功の賞として土豪今井氏に充行われているのは、その一つのあらわれである。<sup>(9)</sup>  
ところが伊香郡富永荘においては、「近江日吉神社文書」の「永禄十二年富永所務帳」に<sup>(10)</sup>

永禄十二年斗付米算用状

五石 運上

此内壱石 運ちんニ引代ハ

三百文、然ハ五十文 もちいの

運  
過

壱石 礼米ニ引、これは当年迄、

(浅井長政)

備州ヨリ山門領何も御押被成候付而、礼を「然ニ重ネ書ス、仕」候而如此候、

とあり、ここでも国人・土豪による侵略はあったが、浅井備前守長政によってそれらがおさえられていたので、山門は浅井氏に礼をしているのである。かくしてこの富永荘は、ともかくにも永禄・元亀の頃までは山門領として存在していたのである。なお、この所務帳によれば、永禄・元亀の頃の井口氏は、井口越前守殿・井口新八郎殿・井口与一兵衛殿・井口孫右衛門尉殿・井口与四郎殿・井口六郎左衛門尉殿・井口与八殿・井口清兵衛尉殿等々の名がみられる。

註

(1) 「近江日吉神社文書」「神社ニ係ル古書綴」所収 第六条は料紙を截り追加したものである。前後の紙継目はそれをあらわしている。

(2) 「重胤記」○歴代義綱日記 七十八所収 (東京大学図書館所蔵)

(3) 「木之本区有文書」

「大般若経」卷九七・卷二一八の奥書である。卷五三九はほぼ同文であるが「十月執筆」とある。

(4) 「古文書案」は料紙四十一枚から成るが、そのうち三十五枚に紙背がある。十点ほどが完結した文書に復元出来る。

(5) 「成就院文書」(史料編纂所影写本)

〔清水寺再興奉加帳〕(文明十一年三月改造東山清水寺勸進状)

(6) 「松井安治氏所蔵文書」(高月町)に「井口系譜」がある。それには経慶の名はみえるが、経通・経勝の名は見当らない。この系譜は江戸時代後期以降の筆写にかかるものであるが、井口氏は中原氏で、経憲のとき「堀河院御宇賜近江伊香郡」とある。それより数代後に「景経」がいる。「近江日吉神社文書」の文永五年梵鐘銘写のなかに「御庄奉行人仲原景経」なるものがみえている。

(7) 「江北記」(群書類従)第二一輯 七四頁)

(8) 「三田村文書」(高月町高月 三田村敏彦氏所蔵)

(9) 「今井軍記」(『史籍集覧』雑纂類)

(10) 「近江日吉神社文書」(古書綴)

### むすび

以上富永荘は鎌倉時代から山門領として存在し、渡領的な性格をもって有力な門跡によって相承されていたのではないかを指摘し、その支配機構については、文書発給の形式から三つの系列を考え、山門領荘園の特殊な支配のあり方を検討してきた。つづいて検断権の問題、借物の問題、用水問題を通じて室町期の富永荘の諸様相をながめてきたが、そこでは荘園領家方の強い在地支配の姿勢が感じられる。それは「為聖供領随一」の荘園であったことにも由来するであろうが、在地においても山門領荘園であることの権威に依拠するものがあつたからかも知れない。また、富永荘は井口氏をはじめとする土豪や戦国大名浅井氏の勢力伸展のなかで、永禄・元亀の頃まで山門領荘園として命脈を保つことが出来たわけであるが、それには六角氏に対抗し、織田信長に反抗しなければならなかった浅井氏の政治的事情も考えてみる必要がある。反信長勢力として浅井・朝倉方は、山門と盟約関係にあり、むげに山門領を押し領することも出来なかつたわけである。それではかかる山門領富永荘が中世から近世への変革のなかでどのような歴史をあゆんでいったかを展望して結びにかえることにしたい。

元龜元年(1570)浅井・朝倉の連合軍は姉川において信長・徳川家康の軍に破れ、翌二年延暦寺は信長によって焼打をかけられた。そして天正元年(1573)浅井氏は信長によって滅ぼされるに至った。この山門焼打・浅井氏の滅亡が、山門領富永荘の終焉であったと思われる。天正元年八月浅井氏攻略の勲功によって羽柴秀吉は、「江北浅井跡一職進退」を与えられ、伊香郡の地は秀吉の支配するところとなった<sup>(1)</sup>。天正十年六月信長の継嗣を定め、遺領を処分するため、柴田勝家・羽柴秀吉等は尾張の清洲城に会したが、その後近江長浜には柴田勝豊が入ることとなり、八月廿四日には勝豊は阿閉貞大の旧領を大沢次郎左衛門尉に与えており、また、同日坂田郡・浅井郡・伊香郡に徳政に関する条規を頒っている<sup>(3)</sup>。しかし翌十一年柴田勝家が滅びると、再びこの地域は秀吉の支配となり、同年八月一日阿閉分柳野内二百石を新莊直忠(東玉入道)に与え<sup>(4)</sup>、同十三年には山内一豊を近江長浜に入れ、唐川一八八石余、横山二八〇石、井口一六六石、渡岸寺八石、馬上四九〇石、宇根・阿閉分・高月・西野・西物部の地二八三八石余等々を知行させている<sup>(5)</sup>。

天正十八年秀吉は関東征服を機に近江の諸將を東海・東山方面に定着させているが、山内氏も遠江に移され<sup>(6)</sup>、その後は石田三成が佐和山城に入り、湖北三十万石を領有し、七万石の蔵入地代官を併任することとなった。また、長束正家が伊香郡蔵入地代官に任ぜられたのは、この頃であらうといわれている<sup>(7)</sup>。

長束と共に蔵入地代官として活躍した早川長政は、高月村政所百姓中宛に、井普請・耕作に油断なくはげむこと、蔵入地の夫役は御検地以前で御朱印がなければ先代官が徴収しようとしても一切出さなくてよい、給人地で不相応の夫役を課せられたときは此方へ申し出ること、田畠を耕作せず荒らした場合には、その在所の肝煎・作人に成敗を加えること等々を記した折紙を発給している<sup>(8)</sup>。高月の地は蔵入地であったようである。文禄五年(1596)石田三成は浅井郡・坂田郡・伊香郡の諸所に年貢・夫役に関する条規を下しているが、富永の附近では、千田村と東柳野村に十三ヶ条より成るほぼ同文の掟が現存している<sup>(9)</sup>。富永荘の地は秀吉の蔵入地になったところが多かったようである。

関ヶ原合戦後、三成の所領は没収され、慶長七年(1602)八月、小堀新介による検地がこの地域一帯に行われている。現存する慶長七年検地帳で、富永荘にかかるものは、唐川村御検地帳写三冊<sup>(10)</sup>・落川村検地帳一冊<sup>(11)</sup>・森本村御検地帳一冊<sup>(12)</sup>等である。そして慶長九年には別表のように、西物部と宇根が板倉伊賀守・加藤喜左衛門の給地となる外は、

別表

村(字)名	年度 摘要	慶長9年(1604)			寛永11年(1634)			
		石	高	領主	石	高	領主	
高尾洞保雨	野山戸寺森	242	石	蔵入	鈴木新五左衛門	414	土井	井伊
		194		蔵入	彦坂九兵衛	242	土井	井伊
持馬井	寺上口	439		蔵入	彦坂九兵衛	193	土井	井伊
		1,050		蔵入	鈴木新五左衛門	439	土井	井伊
柏渡落森高	原寺川本月	526		蔵入	彦坂九兵衛	1,050	石土	川井
		290		蔵入	彦坂九兵衛	190	土土	井川
宇東	根阿閉	358		蔵入	彦坂九兵衛	764	土土	井川
		303		蔵入	鈴木新五左衛門	838	石小	堀
松西熊片	尾野野山	1,896		蔵入	彦坂九兵衛	500	小土	堀
		631		給人	板倉伊賀守	851	井井	伊伊
唐横東	川山部	526		蔵入	彦坂九兵衛	526	井板	伊栗
		341		蔵入	彦坂九兵衛	290	井小	宮
西物	道山部	831		給人	板倉伊賀守	358	井井	伊伊
		588		蔵入	鈴木新五左衛門	303	井井	伊伊
石小田	道山部	588		蔵入	鈴木新五左衛門	1,896	井板	伊栗
		247		蔵入	鈴木新五左衛門	101	井板	伊栗
唐横東	川山部	490		蔵入	彦坂九兵衛	407	井板	伊栗
		831		給人	板倉伊賀守	1,092	井板	伊栗
石小田	道山部	588		蔵入	鈴木新五左衛門	670	井板	伊栗
		246		蔵入	鈴木新五左衛門	38	井板	伊栗
石小田	道山部	588		蔵入	鈴木新五左衛門	10	井板	伊栗
		588		蔵入	鈴木新五左衛門	1,032	井板	伊栗

- ① 慶長9年の史料は、用水相論にかかるもので、その相論に関係しない村(字)の石高・領主は記されていない。
- ② 石高は石以下は省略した。

旧富永荘の地は大半が蔵入地となり、鈴木新五左衛門・彦坂九兵衛の支配となっている<sup>(13)</sup>。これは関ヶ原合戦後の応急の処置であり、寛永十一年(1634)に至ると別表のように<sup>(14)</sup>、近江彦根城主井伊直孝・下総古河城主土井利勝・近江膳所城主石川忠総等の藩領や小栗・間宮の旗本領が成立し、一部は蔵入地、天領となって小堀政一による支配が行われ、ここに至って富永の地は完全に幕藩体制社会にくみこまれていった。直孝が伊香郡の地を与えられたのは、大坂の陣が終った元和元年(1615)十一月のことであったが<sup>(15)</sup>、利勝が伊香郡に領地を拝領したのは、寛永十年四月下総佐倉から下総古河に移されたときであり<sup>(16)</sup>、忠総が近江に領知をたまわったのは、「十一年大猷院殿御上洛のときしたかひたてまつり、閏七月六日かの地をいて領地をあらためられ、近江膳所にうつされ、十六日従四位下にのぼり、御参内の供奉に列す<sup>(17)</sup>」とあるように、寛永十一年のことであった。そしてこの年三月には老中、六人衆の職掌が定められ<sup>(18)</sup>、六月廿日には家光は諸大名以下凡そ三十万人余を従えて江戸城を発し、七月十一日に京都に著し、同十八日参内している<sup>(19)</sup>。

尚、その後、土井の拝領していたところは、貞享元年(1684)に土屋政直に与えられ<sup>(20)</sup>、石川の領知は、忠総の孫憲之のとき慶安四年伊勢国に転封となり<sup>(21)</sup>、代って本多俊次が膳所城主となり、伊香郡の内をも領することとなった<sup>(22)</sup>。井伊はこの富永の地を明治に至るまで領有し、本多も以後明治に至るまで膳所城主として、旧富永荘の地を領知していた。

〔附記〕 「近江日吉神社文書」の閲覧を快く承諾され、その上、いろいろと御世話下された高月町井口の久田捨三氏をはじめ井口の諸氏に心から御礼を申し上げる。また、東京大学史料編纂所笠松宏至氏をはじめ多くの方々に御教示いただくところがあつたことを明らかにして厚く謝意を表したい。

註

- (1) 「信長公記」 卷六 天正元年八月廿七日の条
  - (2) 「士林証文」 三 (史料編纂所謄写本)
  - (3) 「菅浦文書」 上 (滋賀大学日本経済文化研究所史料編纂)
- 三〇四号文書 天正十年八月廿四日柴田勝豊徳政条書案

- (4) 「古文書」新正 ○記録御用所本 (史料編纂所写真帖)
- (5) 「山内文書」(『近江坂田郡志』上所収)
- (6) 「寛政重修諸家譜」卷八百廿六 山内  
(天正) 一豊 十八年封地を遠江国榛原・佐野両郡のうちに移され、加恩ありて五万石を領し、佐野郡掛川の城に住す。
- (7) 岩沢愿彦氏「山城・近江における豊臣氏の蔵入地について」(『歴史学研究』二八八号)
- (8) 「三田村文書」(高月町高月 三田村敏彦氏所蔵)
- (9) 「弓削善一郎氏所蔵文書」(高月町東柳野)
- (10) 「唐川区有文書」(高月町唐川)
- (11) 「布施美術館所蔵文書」(高月町唐川)
- (12) 「森本区有文書」(高月町森本)
- (13) 「井口区有文書」(高月町井口)
- (14) 「慶長九年閏八月十四日保坂金右衛門・新見彦左衛門連署用水争論裁許絵図」に拠る。  
 寛永十一年の各村の石高・領主は、『滋賀県市町村沿革史』第四卷に拠った。
- (15) 「寛政重修諸家譜」卷七百六十 井伊
- (16) 「寛政重修諸家譜」卷二百九十七 土井
- (17) 「寛政重修諸家譜」卷百十八 石川
- (18) 「寛永日記」(国立古文書館内閣文庫所蔵)
- (19) 「寛永日記」(国立古文書館内閣文庫所蔵)
- (20) 「寛政重修諸家譜」卷八十八 土屋
- (21) 「寛政重修諸家譜」卷百十八 石川
- (22) 「寛政重修諸家譜」卷六百八十四 本多

俊次 慶安四年四月四日、先祖の旧功、父康俊が御所縁あるをもって、二万石を加増あり、近江国膳所城をたまひ、同国栗太・滋賀・高嶋・甲賀・浅井・伊香、河内国錦部・石川・丹南九郡の内にしてすべて七万石を領す。

〔参考〕

○「近江日吉神社文書」略目録

(番号)	(年月日)	(文書名)	(宛所)	(備考)
一	応永廿八年正月十二日	使節集會事書案		段錢ノコト
二	正月十四日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	段錢ノコト
三	応永廿八年二月廿六日	令旨案	執当法印御房	御拝堂召夫ノコト
四	応永廿八年二月廿八日	公文所召人夫支配状案		御拝堂召夫ノコト
五	二月廿八日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	御拝堂召夫ノコト
六	三月十五日	中司春全書状案	惣政所	召夫、御儲事ナド
七	応永廿七年十月十五日	生源寺衆徒連署状案	富永莊沙汰人	悪米ノコト
八	応永廿八年八月四日	金輪院弁澄等四名連署書状案	富永莊惣政所	丁野郷用水ノコト
九	応永廿八年八月十五日	生源寺集會事書案		悪米ノコト
一〇	応永廿八年九月二日	弁澄兼宗連署書状案	富永莊中司	円通寺領下地ノコト
一一	十月十一日	生源寺衆徒連署状案		借物ノコト
一二	応永廿八年十月廿五日	生源寺衆徒連署状案	美濃少綱	借物ノコト
一三	応永廿八年十月廿五日	生源寺衆徒宝城房書状案	惣政所	借物ノコト
一四	応永廿八年卯月廿八日	西谷円城院衆徒集會事書案		如法経米ノコト
一五	応永廿八年五月八日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	刃傷ノコト
一六	応永廿九年五月廿八日	室町將軍家御教書案	山門使節中	丁野郷用水ノコト
一七	応永廿九年六月九日	勘定兼書状案	富永莊惣政所	丁野郷用水ノコト
一八	応永廿九年六月廿四日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	放火ノコト
一九	応永廿九年六月廿四日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	繼母殺害ノコト

二〇	應永廿九年八月 日	勘定衆連署状案		富永莊定損ノコト
二一	應永廿九年八月六日	富永莊地下連署定損請文案	下司代・惣政所代	富永莊定損ノコト
二二	應永廿九年八月十一日	法橋兼全奉書案	〇〇	雨森郷山木盗人ノコト
二三	應永廿九年八月十一日	延曆寺座主令旨案	岩若	富永莊預所職補任
二四	應永廿九年八月十五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	莊官見参料ノコト
二五	應永廿九年七月廿五日	室町將軍家御教書案	金剛乘院前大僧正御房	丁野郷用水ノコト
二六	應永廿九年八月廿二日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	大夫公乱行ノコト
二七	應永廿九年八月廿二日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	左近次郎逐電ノコト
二八	九月三日	弁澄等三名連署状案	〇〇	妙臨寺井水ノコト
二九	九月十八日	勘定衆連署書状案	〇〇	莊之田地ト召次之下地ノコト
三〇	十月十一日	法橋兼全奉書案	雨森莊官中	盗人ノコト
三一	十月十一日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	盗人ノコト
三二	十月十一日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	盗人ノコト
三三	十月十一日	盗人折紙人数		盗人ノコト
三四	十月十一日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	富永莊定損ノコト
三五	應永卅年三月三日	弁澄書状案	勝河御房	三神田用水ノコト
三六	四月十日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	殺害ノコト
三七	四月十日	乘蓮房兼宗書状案	富永莊預所	殺害ノコト
三八	卯月廿五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	免ノ罪科ノコト
三九	卯月廿五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	野村方罪科ノコト
四〇	卯月廿五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	当莊野村方罪科ノコト
四一	應永卅年四月十日	室町將軍家御教書案	山門使節中	丁野郷井水ノコト
四二	五月七日	弁澄等三名連署状案	富永莊沙汰人中	妙臨寺井水ノコト
四三	五月十日	生源寺衆徒連署状案	富永莊中司	莊之田地ト召次之下地ノコト



(番号)	(年月日)	(文書名)	(宛所)	(備考)
四四	八月五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	罪科人家ノ放火ノコト
四五	九月一日	禪定房書狀案	渡岸寺殿	沙汰人罪科ノコト
四六	九月六日	勘定衆連署狀案	井口殿	六月米ノコト
四七	九月八日	禪定房書狀案	井口殿	六月米ノコト
四八	九月七日	乘蓮房兼宗書狀案	富永莊惣政所	引山倉修造ノコト
四九	九月十日	中司代信濃少綱書狀案	富永莊惣政所	引山倉修造ノコト
五〇	應永廿九年三月六日	某書狀案	富永莊惣政所	山科猿樂ノコト
五一	應永卅一年三月十六日	辻本房等連署書狀案	富永莊惣政所	新社鳥居ノコト
五二	應永卅一年三月十五日	勘定衆連署狀案	富永莊惣政所	富永下井用水ノコト
五三	應永卅一年三月十五日	勘定衆連署狀案	富永莊惣政所	新社鳥居ノコト
五四	應永卅一年三月廿七日	勘定衆連署書狀案	富永莊所務人中	新社修理ノコト
五五	應永卅二年八月十六日	令旨案(貫首御教書案)	執当法印御房	御拝堂召夫ノコト
五六	應永卅二年八月十六日	公文所召人夫支配狀案	富永莊中司少綱御房	御拝堂召夫ノコト
五七	應永卅二年八月十八日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	御拝堂召夫ノコト
五八	應永卅二年八月十一日	令旨案(貫首御教書案)	執当法印御房	御拝堂御儲ノコト
五九	應永卅二年八月十二日	公文所御儲支配狀案	富永莊中司少綱御房	御拝堂御儲ノコト
六〇	八月十五日	法橋兼全奉書案	富永莊中司少綱御房	御拝堂御儲ノコト
六一	應永卅二年十月五日	金輪院弁澄等三名連署狀案	富永莊中司少綱御房	御拝堂御儲ノコト
六二		案		妙臨寺井水ノコト

(以上)